



Q.
滞納している人もいるなんて、不公平じゃない？まじめに払って損しちゃう！

A. 市税の滞納は市民サービスの低下を招くことにつながります。また、納期限内に納付している多くの市民の皆さんとの公平性が保てないことになります。滞納者に対しては、法令に基づき督促や催告を行い、納税に応じただけでない場合には、財産調査や自宅の搜索なども行います。

滞納処分の流れ

督促

納期限を過ぎても納付がない場合、法令により20日以内に督促状を送付します。

催告

督促状送付後も納付がない時は、文書や電話などで納付の催告を行います。

財産調査

地方税法および国税徴収法に基づいて、金融機関、勤務先、取引先などに対し、財産調査を行います。

差し押さえ

連絡・相談等無く、納付がない場合、調査で判明した財産を差し押さえます。

換価・売却

差し押さえた預貯金等を市税に充てるほか、不動産や動産は公売によって金銭に換価し、市税へ充てます。

督促状や催告書が届いても、そのまま放置する方がいます。連絡がない場合は速やかに財産調査、差し押さえに移行します。やむを得ない事情で納期限までの納税が困難な場合は、まずは税務課納税係にご相談ください。



現金だけでは足りない「差し押さえ対象財産」
財産調査は、長期滞納者や高額滞納者に対して行われるイメージかもしれませんが、過年度分の滞納が無くても、現年度分未納者に対しても預貯金や勤務先への収入調査を開始しています。早期に対応することで、高額滞納を防ぎ、支払いが困難な状況を生まないためです。
また、金銭的価値があり、換価処分により滞納市税に充てることが可能なものは、すべて差し押さえる対象となり、近年は電子マネーや暗号資産なども差し押さえ対象財産となっています。過去、市では、不動産(土地・家屋・動産(軽自動車、洋服、バッグ、ゲーム機等)などを公売しています。

インターネット公売に参加しませんか

公売は「官公庁オークション」を通じて行っており、どなたでも参加することができます。スマートフォンからも物件を確認、入札することができます。



詳しくは「KSI官公庁オークション」のホームページをご確認ください。
※滝川市の今回の公売は4月を予定しています。

年度	公売件数 (落札件数)	落札額
R 2	12件 (7件)	不動産 1,873,000円 動産 31,035円
R 3	7件 (2件)	不動産 7,265,555円 動産 -円
R 4	109件 (4件)	不動産 -円 動産 31,011円
R 5	19件 (2件)	不動産 50,850円 動産 35,000円
R 6*	17件 (9件)	不動産 16,381,000円 動産 86,540円

※(R 7年1月31日現在)

インターネット公売で換価しています

市では、平成18年度から差押財産をインターネット上で公売にかけ、市税へ充当しています。

特集

滝川市税の滞納整理 ～公平性を保つために～

銀行に行く時間がない
忙しくて納期限を過ぎてしまった
来月になったら払えるんだけど…
それ、「滞納」です。
市では、正しく納めている市民との公平性を保つため、滞納整理に取り組んでいます。

市税の種類	税がかかるとき
市民税(個人)	前年中の所得に対して(均等割と所得割)
市民税(法人)	法人税(国税)に対して(均等割と法人税割)
固定資産税・都市計画税	土地、家屋および事業に使う機械などの償却資産に対して 都市計画区域内に所在する土地や家屋に対して
国民健康保険税	国民健康保険の被保険者となったとき(世帯主に対して)
軽自動車税(種別割)	軽自動車や原動機付自転車などを所有しているとき
市たばこ税	卸売販売業者などが、小売販売業者にたばこを売り渡したとき
入湯税	鉱泉浴場への入浴に対して

私たちの暮らしを支える税金
除雪や学校給食など私たちの日常生活にかかる経費は、地方交付税のほか国・北海道からの補助金、そして市税等によって賄っています。令和5年度の市の一般会計決算では歳入232億9,264万円のうち、約2割に当たる44億3,240万円が皆さんが納めている市税です。入ってくるべき市税が納付されない、市民サービスの低下や、予定していた事業が行えないなど私たちの暮らしに影響が出てきます。

市税の収納率を見ると、令和5年度の現年度課税分の収納率は、98・93%と高くなっています。しかしながら、1・07%の方が年度内に納付していません。さらに、全体の約3%の方が定められた納期限までに納付せず、支払いを遅延しています。納期限までに支払っていたくない場合、市民の暮らしと納税義務の公平を保つため、滞納処分を行います。

市税の納付方法

推奨 納め忘れをなくしたい

口座振替は自動引き落としで納め忘れを防止できます。

申込書に必要事項を記入し、ポストに投函または税務課へ持参ください。詳しくは市公式ホームページ(ページID: 1899または右二次元コード)をご覧ください。申込書のダウンロードもできます。



近くに金融機関がない、日中納付に行けない、うっかり納期限を過ぎたなどの理由から滞納につながるため、ライフスタイルにあわせた納付方法を選択することができます。

自宅で納付したい ※P15参照

スマートフォンからPayPay、d払い、auPAYなどの電子マネーで納付できます。

金融機関や市役所で納付したい

指定の金融機関、滝川市役所、江部乙支所で納付できます。市役所は閉庁時間も当直窓口での納付が可能です。

コンビニ納付したい

市内ではセブン・イレブン、ローソン、ファミリーマート、セイコーマートで納付できます。

滞納をなくすための取り組み

滞納整理について紹介してきましたが、滞納処分は最終手段です。市では、それ以前の滞納につなげないための取り組みにも力を入れています。

勉強会



毎月、納税係では勉強会を開催し、地方税法や国税徴収法など法律の勉強や、事例検証などを議論し、知識を深めています。

また、デジタル社会に対応できるように、電子マネー納付をはじめとした納付手段の拡張や、未納状況通知へのSMS（ショートメッセージ機能）の活用検討など、社会の風潮も考慮しながら、滞納整理事務のレベルアップに向けて取り組んでいます。

徴税吏員として、専門的な知識を深めるための研修会にも積極的に参加し、参加後は係内で報告会を開催、全国の先進的な取り組みなども情報共有しています。

F P 手法を取り入れた納税相談

生活再建と滞納整理を並行して行う、ファイナンシャルプランナー（FP）手法を用いて、相談者の生活状況の聞き取りから収支の状況を確認し、税の完納に向けた計画の相談を受けています。

また、税務課市民係と協力しながら、税申告の指導も行っています。適切な申告を行っていたら、税額更正で発生した還付金を滞納市税に充当し、滞納税額を圧縮することにも取り組んでいます。

滞納税額の圧縮とはならず、扶養控除や生命保険料控除などを正しく適用することにより、翌年度の住民税が適正に計算されるよう申告方法の指導なども行っています。過去にはFP手法により、数十万円あった滞納が、完納となったケースもあります。

Q.

納税相談したら、支払いが遅れても差し押さえはされないんだよね？



A. 納税相談されている場合でも、納付可能だと判断できる財産（預貯金など）があれば、差し押さえを執行します。地方税法では「財産を差し押さえなければならない」とされているためです。また、差し押さえなどの滞納処分を執行する場合の事前連絡などは行っていません。

差押執行件数と充当額^{※1}の状況

	債権 ^{※2}	不動産	動産	合計
R 2年度	523件 30,821千円	2件 1,158千円	10件 133千円	535件 32,112千円
R 3年度	498件 36,556千円	4件 6,612千円	1件 0千円	503件 43,168千円
R 4年度	470件 34,605千円	4件 0千円	13件 217千円	487件 34,822千円
R 5年度	502件 36,843千円	8件 46千円	12件 147千円	522件 37,036千円

※1 充当額は換価時点で決定するため、差し押さえ年度と一致しない

※2 債権・・・預貯金、所得税還付金、自動車税還付金等、給与・年金等、生命保険

納税義務者との面談や財産調査の結果、収入や財産があり、支払い能力があると判断した場合、滞納額の大小に関わらず滞納処分のため、差し押さえを執行します。差し押さえを行うためには、当然人件費や発送手続きにかかる費用などが生じてきます。これらにも市民の税金を使うことになるため、迅速かつ適正な滞納整理に取り組んでいきます。

差し押さえ件数を増やすことが目的ではありません。滞納整理は職員にとっても、相当な労力がかかり、精神的にもつらい業務なのです。

徴税吏員が語る 滞納整理の今と昔



過去の差し押さえは、電話加入権が中心でしたが、時代とともに、換価しやすい預貯金や給与差し押さえが主流となりました。現在は電子マネーや売掛金債権など差し押さえ対象も多岐にわたっています。

自宅捜索を行った際に換価価値がある動産が発見された際は、その場で押収し公売を通して換価を行っています。

昔と今とでは、徴収の方法も変化してきています。

しかし、滞納につなげない、税の公平性を保つため日々業務に取り組む思いは、今も昔も変わりません。

■まずはご相談ください

失業や営業不振などやむを得ない事情により税金を納期限までに納付することが困難な方、滞納している税金を一括して納付することが困難な方については、税務課納税係で納税相談を行っています。

夜間納税相談窓口（P15参照）もご利用ください。

問合先：税務課納税係（市役所3階） TEL28-8021



滞納整理 Q & A

Q：税金を滞納していると何か損をすることがあるのでしょうか？

A：市税を滞納すると、「未納がないことの証明（完納証明書）」が発行できません。そのため、市の補助金を受けられなかったり、市営住宅に入居できなかったりなど、滝川市内で利用できるサービスの制限が発生します。また、滞納になれば、勤務先や金融機関などへ財産調査が行われ、差し押さえになれば社会的信用を失うおそれもあります。

Q：納期限内に納付が困難です。納税相談すれば、分割納付できるのでしょうか？

A：納税相談により納付資力がないと判断した場合、分割による納付も受け付けていますが、相談時の状況によっては分割納付をお断りする場合があります。

Q：預貯金などの個人財産の調査は、個人情報保護法に違反するのでは？

A：国税徴収法第141条に基づき滞納者の財産すべてに対する調査権限が発生し、その権限によって調査を行います。財産調査は、個人情報保護法に抵触しません。
※地方税法では、市税の滞納処分は国税徴収法の規定の例によるとされています。

Q：借金の支払いがあるため、税金が納付できません。

A：法律によって税金はすべての債務（借金含む）に優先すると定められています。個人の債務より税金が優先となります（地方税法第14条）。

